

鹿 児 島 県 公 報

平成30年4月3日（火）第3404号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定（4件） (農地整備課取扱い) 2
- 基本測量の実施（2件） (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（2件） (大隅地域振興局取扱い) 4
(熊毛支庁取扱い) 5

公 告

- 平成30年度調理師試験公告 (健康増進課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字前田11595番1, 11600番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつ

ま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽前田 622番1	平成30年 4月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第445号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、川内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第446号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年4月3日から同月17日まで錦江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市隼人町真孝708番地2 岩元良祐
霧島市隼人町真孝2684番地浜之市団地C棟301号 酒元修一
霧島市国分敷根27番地2 中島憲輔
- 2 加入区
錦江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
錦江漁業協同組合

鹿児島県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）西之表創生地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（中山間地域型）（区画整理）第一国分東地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び農道整備）第五・第六肝付地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（区画整理）茎永地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年4月4日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
南種子町役場総合農政課

鹿児島県告示第451号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第452号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，志布志市長から平成29年11月17日鹿児島県告示第1099号で告示した公共測量の実施は，平成30年3月19日終了した旨の通知があった。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年4月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字管鈍字川尾1318番1地先から1330番2地先まで	前	11.5～36.7	304.1
			後	10.0～45.2	304.1

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年4月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字管鈍字川尾1318番1地先から1330番2地先まで	平成30年4月3日

大隅地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス

の事業の廃止の届出があった。

平成30年4月3日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 ハーモニーガーデン	鹿屋市寿四丁目 1番43号	医療法人和敬会	鹿屋市寿四丁目 1番43号	齊之平公士	平成30年 3月31日	居宅介護 ・重度訪問介護

熊毛支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月3日

熊毛支庁長 大田浩一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ありがとう	西之表市西町36	株式会社PRO	西之表市西町36	服部 真	平成30年 3月31日	同行援護

公 告

平成30年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験期日

平成30年8月21日（火）午後0時30分から午後2時30分まで（正午までに試験場に入場すること。）

2 試験場

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。

- (1) 公衆衛生学
- (2) 食品学
- (3) 栄養学
- (4) 食品衛生学
- (5) 調理理論
- (6) 食文化概論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

5 受験手数料

6,200円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成30年5月28日（月）から同年6月1日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年6月1日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成30年9月25日（火）午前10時に鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（電話099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第5号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

3の表に次のように加える。

21	社会福祉法人敬天会障害者支援施設さち かせ	始良市加治木町木田1395番地16
----	--------------------------	-------------------